

日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 鈴木訓夫基金研究助成規程

(目的・名称)

第1条 本研究助成は、日本におけるストーマならびに排泄障害のリハビリテーションに関する研究を推進し、その発展に寄与することを目的とする。名称を「鈴木訓夫基金研究助成」とする。

(助成対象および資格)

第2条 助成の対象者は、ストーマならびに排泄障害のリハビリテーションおよび関連領域に関する研究を行う研究代表者で、本学会の正会員とする。

(助成期間と助成額)

第3条 助成期間は1年間～3年間とする。助成金額の上限は100万円とする。

(助成の対象となる経費)

第4条 助成の対象となる経費は、研究に要する機器備品・消耗品の購入費、交通費・通信費、給与手当・委託費、その他（印刷、会議費など）とする。ただし、次の経費については助成対象外とする。

(1) 建物等施設に関する経費

(2) 研究機関で通常備えるべき機器備品のうち、研究の目的遂行に必要と認められないものを購入するための経費

(3) 研究実施中に発生した事故や災害の処理のための経費

(4) その他、研究と関連性があると認められない経費（例、会議後の懇親会における飲食代、学会の入会費・年会費など）

(助成の申請と決定)

第5条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書を本学会の理事長に提出しなければならない。助成対象者の決定は、別に定める研究助成対象者選考要領にしたがって選考を行い、理事会での承認を得て決定するものとする。

(助成の決定通知と交付)

第6条 助成金の決定通知は、助成金受給者に対して書面によって通知する。助成金の交付は、受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

(研究成果の報告)

第7条 研究終了後は研究成果報告書と会計報告書を必ず提出する。提出期限は研究期間終了時とする。ただし研究期間が複数年にわたる場合は、1年ごとに年次報告書を提出する。

これらの報告書式については別に定める。

(研究成果の発表)

第8条 助成金の支給を受けた者は、研究成果について論文にまとめ、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会雑誌に投稿することを必須とする。なお英文誌に投稿する場合はその限りではない。

(研究計画の変更等)

第9条 助成金の支給を受けた者は、以下のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて理事長に申請し、承認を得なければならない。これらの申請書式については別に定める。

- (1) 助成金支給の決定を受けたのちに、研究計画に重要な変更をしようとするとき
- (2) 助成金支給の対象となった研究が予定の期間内に終了せず、研究期間延長を希望するとき
- (3) 助成金支給の対象となった研究を中止しようとするとき

(助成の決定の取り消し)

第10条

1 助成金の受給を受けた者が次のいずれかに該当したときは、理事長は助成金の支給決定を取り消し、既に支給した一部または全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止となったとき
- (3) 受給者が本規程に定める義務を果たせないとき
- (4) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないと認められるとき

2 助成金の支給決定を取り消した際には、理事会へ報告する。

(研究助成の業務)

第11条 研究助成に関わる業務は、プロジェクト委員会が担当する。

(その他)

第12条 この規程にない事項については、理事会の決議によりこれを決定する。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正する場合には、理事会の決議を経るものとする。

附則

1. この規程は、令和6年2月9日より施行する。